

令和 7 年

富岡町議会会議録

第 2 回 臨時会

4 月 22 日 開会・閉会

富岡町議会

令和7年第2回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 4月22日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会 （午前 9時00分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○臨時会招集理由の説明	3
○報告第 1号 専決処分の報告について	4
○議案第34号 専決処分の報告及びその承認について	5
○議案第35号 工事請負契約について	8
○閉会の宣告	11
閉 会 （午前 9時34分）	11

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和7年第2回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和7年4月22日（火）午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 臨時会招集理由の説明
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
日程第5 議案第34号 専決処分の報告及びその承認について
日程第6 議案第35号 工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	8番	高橋実君
9番	渡辺三男君	10番	堀本典明君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	武内雅之君
会計管理者	志賀智秀君
総務課長	猪狩力君
企画課長	杉本良君

税 務 課 長	大 館 衆 司 君
住 民 課 長	篠 田 明 拡 君
福 祉 課 長	佐 藤 邦 春 君
健康づくり課長	斉 藤 一 宏 君
生活環境課長	飯 塚 裕 之 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡 山 支 所 長	渡 邊 浩 基 君
いわき支所長	黒 澤 真 也 君
都市整備課主幹 兼 課 長 補 佐	砂 押 秀 君
総務課課長補佐 兼 管 財 係 長	新 田 善 之 君
産 業 振 興 課 佐 課 長 補 佐	佐 藤 美 津 浩 君
都 市 整 備 課 佐 課 長 補 佐 長	渡 邊 修 二 君
兼 下 水 道 係 長	
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	遠 藤 博 生
議 会 事 務 局 幹 長	杉 本 亜 季
議 副 兼 庶 務 係 長	
議 会 事 務 局 査	黒 木 裕 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 渡 辺 正 道 君

6番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。令和7年第2回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、甚吾沢ため池放射性物質対策工事に係る専決処分の報告についての1件をご報告するとともに、富岡町税条例の一部改正に係る専決処分の報告及びその承認についての1件並びに公共下水道処理区統合接続管整備工事その2の仮契約が調いましたので、工事請負契約について1件の計3件について提出するものであります。

詳細については、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いいたします。

○報告第1号 専決処分の報告について

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 報告第1号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和6年11月26日に町議会の議決を受けた甚吾沢ため池放射性物質対策工事に係る工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分の報告について内容の説明をいたします。

本件は、令和6年第3回定例会で工事請負契約の締結を、同年第5回臨時会で工法の一部変更及び契約金額の増額について、それぞれご同意を得て工事を進めてまいりました甚吾沢ため池放射性物質対策工事であります。専決処分の内容は、施工実績に基づいた数量精査に伴う増額変更であり、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

それでは、報告第1号別紙資料を御覧いただきたいと思います。工事の名称は、甚吾沢ため池放射性物質対策工事。受注者は、株式会社高葉建設であります。本工事は、ため池に堆積した放射性物質を含む土砂の除去工事であり、資料右側の図のとおり、ポンプしゅんせつと直接掘削を併用して施工

したものでございます。

今回の変更の内容は、掘削除去した土砂土量の増に伴う数量及び金額の精算変更であります。当初は池底の堆積物を30センチ厚で掘削除去する設計でありましたが、除去後における放射性物質の濃度計測において、一部基準値である1キログラム当たり8,000ベクレルを下回らない箇所が確認されたことから、本工事の目的の達成に向けて、当該箇所をより深く掘削除去を行ったため、資料左側の工事数量のとおり、掘削土量が466㎥から599㎥に、発生土を袋詰めする大型土のうの数量が799袋から820袋に増となりました。このことにより現行の請負契約金額1億7,215万6,600円を1億7,413万5,500円に増額変更しましたが、増額金額197万8,900円、増額率5%以内となることから、指定事項に基づき専決処分としたものでございます。

なお、本工事の効果としましては、資料右下に記載のとおり、約94%の低減が図られたことを申し添えます。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 今課長の説明で8,000ベクレルを下回らない一部の箇所という説明がありましたけれども、実際にどれくらいのベクレルがあったのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前 9時08分）

再 開 （午前 9時09分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 時間を要して申し訳ございません。数値のことを申し上げたいと思います。下限値でございますが、1万2,333ベクレル、1キログラム当たりなのですが、その部分と、最大で3万4,756ベクレルという数字が出ましたので、その部分を除去するために撤去したというものでございます。時間かけて申し訳ございません。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑を終了いたします。

これをもって報告第1号 専決処分の報告についての件を終わります。

○議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を

議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、本年4月1日付で富岡町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告及び承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大舘衆司君） それでは、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、同年の4月1日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付で専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものであります。今回の改正の内容といたしましては、地方税法など上位法の一部改正に伴う個人住民税の控除要件や二輪車の税率区分の改正などとなっております。

それでは、議案第34号別紙資料、富岡町税条例新旧対照表によりご説明をいたします。1ページを御覧ください。公示送達を規定する第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、2ページを御覧ください。

「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改めるものです。

納税証明事項を規定する第18条の3は、「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改めるものです。

所得控除を規定する第34条の2は、「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改めるものです。

町民税の申告を規定する第36条の2は、3ページを御覧ください。第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項に」改め、扶養控除額の次に、「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、4ページを御覧ください。同条の第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものです。

個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を規定する第36条の3の2は、第1項第3号中扶養親族の次に「又は特定親族」を加えるものです。

個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書を規定する第36条の3の3は、5ページを御覧ください。第1項各号列記中、列記以外の部分中「有する者。）」を「有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」に改め、同項第3号中扶養親族の次に「又は特定親族」を加えるものです。

施行規則第15条の3及び第15条の3の2に係る規定を定める第63条の2は、6ページを御覧ください。第1項第1号中の「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものです。

軽自動車の種別割税率を規定する第82条は、第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号イの次に、「ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円」を加え、現行の同号「ウ」を同号「エ」とした上で、「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号「エ」を同号「オ」とするものです。

種別割の減免を規定する第89条につきましては、7ページを御覧ください。第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中、定格出力の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加えるものです。

身体障害者に対する種別割の減免を規定する第90条は、8ページを御覧ください。同条第2項各号列記以外の部分中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号・交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同項の次に「3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。」を加

え、同条の第3項を第4項とし、同条の第4項を第5項とするものです。

9 ページを御覧ください。特別土地保有税の減免を規定する第139条の3は、第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものです。

入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告を規定する第149条は、第1号中「。）以下この号において同じ。又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号に同じ。（個人番号又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号に同じ。」を「。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号」に改めるものです。

10 ページを御覧ください。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定する附則の第10条の2は、第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改めるものです。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を規定する附則第10条の3は、第13項の次に、「14 町長は、法附則第15条の9の3第1項」以下記載の文言を加え第14項とし、11ページを御覧ください。現行の「第14項」を「第15項」、現行の「第15項」を「第16項」とするものです。

附則第16条の2の次に加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を規定する附則第16条の2の2を新設し、「令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の」以下記載の文言を加えるものです。

説明は以上になります。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 専決処分報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 工事請負契約について

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、議案第35号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第35号 工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本議案は、公共下水道処理区統合接続管整備工事その2の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課主幹より求めます。

都市整備課主幹。

○都市整備課主幹兼課長補佐（砂押 秀君） それでは、議案第35号 工事請負契約の締結について内容をご説明申し上げます。

今回ご審議いただきます工事請負契約は、農業集落排水上手岡地区を公共下水道に統合するための接続管整備に係る工事請負契約であります。財源は、社会資本整備総合交付金、補助率2分の1であります。

資料3ページ、議案第35号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の番号、名称は、第25-1304-14189号、公共下水道処理区統合接続管整備工事その2であります。工期は、着工を議会の議決を受けた日から3日を経過する日とし、完成を令和8年3月19日としております。工事請負代金は、消費税を含め8,470万円であります。請負者は、東鉄工業株式会社、福島営業所長、遠藤亮です。

なお、4ページには本契約の特約条項を、5ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料7ページ、議案第35号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。本工事は、下水道関連事業の効率化に資する施設の統廃合の一環で実施する下水道管工事です。本工事完成の後は、農業集落排水上手岡浄化センターの運転を停止し、固定的経費や設備更新費用を削減することを目的としています。資料中段の左側に工事箇所位置図を示しております。工事箇所は、大字本岡字王塚地内の県道富岡大越線とJR常磐線の交差部であり、赤着色の箇所になります。

次に、資料下段の工事計画図を御覧ください。本工事は、JR常磐線の西側地区から東側地区へ汚

水管渠を横断させる工事であり、線路下に管を推進する形で設置するものです。工事数量の内訳は、推進工法による管渠工45.7メートル、ライナープレート方式による立坑工2か所、マンホール工が2基などがあります。契約締結後に請負者と工事の詳細部分について打合せの上、鉄道施設管理者であるＪＲ東日本水戸支社との施工協議に着手いたします。工事に際しては安全を第一に、工期内の完成を目指してまいりますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

８番、高橋実君。

○８番（高橋 実君） 概略工程表の部分で、昨今、建設サイドでは土日の作業関係やっという、悪いというのがあると思うのだけれども、この工事現場はその点どうなっているのかと、あと発進坑と到達坑の立坑、字が小さくて数字読み取れないのだけれども、十一、二メートル掘り下げると思うのだけれども、事前の回りの井戸関係の調査は終わっていると思うのだけれども、完成して埋め戻しをして、１年ないし２年ないし５年ないしの間に井戸が枯れたとき、どう考えているのか、併せて答弁してもらえればと思います。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課課長補佐兼下水道係長（渡邊修二君） お答えをいたします。

まず、本工事におきましての土日の作業でございますが、週休２日制の工事で積算をしております、契約業者とはそのような形で進めていくことを前提としているものです。

続きまして、工事箇所周辺の井戸の調査でございますけれども、工事前の事前調査というのは令和６年度に実施をしまして、工事箇所から半径300メートルの区間の井戸所有者の井戸を調査させていただいております。ご質問は、工事後の井戸の水位ですとか水質に影響があるかどうかというご質問かと思っておりますけれども、工事後の調査におきましても実施する予定としておりまして、一定期間置いた後の調査にはなりますので、今年度、この本工事は完成を予定しておりますので、令和８年度に予算を計上しまして、まずは工事後の半年後程度を目安としておりますけれども、井戸の水質及び水位の調査を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和7年第2回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 9時34分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美